

女性のための ハラスメント特別労働相談 (無料)

パワハラ

セクハラ

マタハラ

お困りではありませんか？

法制化された「パワーハラスメント(パワハラ)」や、従来からの男女雇用機会均等法などに記載されている「セクシュアルハラスメント(セクハラ)」、「マタニティハラスメント(マタハラ)」をはじめ、いろいろな職場でのハラスメントの悩みについて、専門の相談員が問題整理の支援と解決に向けた情報提供を行います。

1 日 時 令和2年12月4日(金)~12月10日(木)

※6日(日)、9日(水)を除く

午前10時~12時/午後1時~6時

2 場 所 京都府男女共同参画センター 相談室

3 相談方法 電話または面接

4 問合せ先 京都府男女共同参画センター らら京都

TEL:075-692-3433

受付・相談専用 075-692-3437

※ 御相談いただいた内容は、秘密厳守いたします。